

令和 8 年度 尾崎 3 号線物件補償費単価更正業務委託

設計書

【設計図書】

(当初設計)

業務番号 第建 - 76 号

業務名

履行場所 赤穂市 尾崎 地内

工 種

[illegible]

契約数量表

費目・工種明細など		規格 1 ・ 規格 2	単 位	数量（ 前回 ）	数量（ 今回 ）	数量増減
設計業務委託費						
直接人件費						
用地調査						
物件補償費単価更正						
			式		1	
			式		1	
打合せ協議	再積算業務		業務		1	
作業計画書の作成			業務		1	
直接経費						
用地調査						
物件補償費単価更正						
材料費等			式		1	
旅費交通費			式		1	

数量総括表

工 事 名			尾崎3号線物件補償費単価更正業務委託				事業区分 (レベル0)		設計業務委託費	
							工事区分 (レベル1)		設計業務委託費	
工種 (レベル2)			名 称	規格(レベル5)	算 式	数 量		単 位	摘 要	
種別 (レベル3)						計算数量	設計数量			
設計業務委託費										
直接人件費										
用地調査										
物件補償費単価更正										
			①		1.0	1.0	1	式		
			②		1.0	1.0	1	式		
			打合せ協議		1.0	1.0	1	業務		
			作業計画書の作成		1.0	1.0	1	業務		
直接経費										
用地調査										
物件補償費単価更正										
			材料費等		1.0	1.0	1	式		
			旅費交通費		1.0	1.0	1	式		

令和8年度

特 記 仕 様 書

尾 崎 3 号 線 物 件 補 償 費 単 価 更 正 業 務 委 託

赤穂市 建設部 公園街路課

尾崎 3 号線物件補償費単価更正業務委託特記仕様書

第1条 （目的）

本業務は、当該事業年度以前に調査及び算定を行った物件において、改めて用地交渉を行うために移転補償額の再算定を実施するものである。

第2条 （適用範囲）

本業務は、設計書、図面、土木設計業務等委託必携、用地調査等業務共通仕様書のほか、本特記仕様書および別添の「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」により調査を行わなければならない。

第3条 （基準）

本業務は、兵庫県用地対策連絡協議会発行の補償標準単価表（兵庫県版）により算定するものとする。

第4条 （図書）

本業務は、設計図書及び図書の範囲とし、再算定に必要な調査書及び資料等については、貸与する。

第5条 （再算定等）

本業務は、原則として移転工法及び移転補償額の積算方法の変更を行うことなく、当該事業年度の単価に修正を行うものとする。この場合に積算基準等の改正に伴って、移転補償額の積算方法等の変更が生じたときは、これらの変更を含むものとする。

第6条 （主任技術者）

受注者は本業務における主任技術者を定め発注者に通知するものとする。主任技術者は契約書等に基づき、本業務に関する技術上の管理を行うものとする。なお、主任技術者は補償業務管理士（物件）の資格を有し日本語に堪能でなければならない。

第7条 （照査技術者）

受注者は本業務における照査技術者を定め発注者に通知するものとする。照査技術者は主任技術者と同等の知識および能力を有するものとする。

第8条 （業務従事者・担当技術者）

受注者は本業務の実施にあたり、業務従事者として、十分な知識と能力を有するものを充てなければならない。また受注者は業務従事者のうち、担当技術者を定める場合は、発注者に通知するものとする。

第9条 （提出書類等）

受託者は、下記の書類を速やかに委託者に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 工程表（バーチャート・2部）
- (2) 業務計画書
- (3) 主任技術者届・照査技術者届・（担当技術者届）

第10条 （成果品の提出等）

(1) 成果品の提出

受託者は、業務期間中、監督員の指示する期日までに成果品の全部又は一部を提出するものとする。

(2) 成果品の修正等

成果品の提出後、監督員から修正の指示があったときは、速やかに修正するものとする。

(3) 成果品の納品

成果品の納品は、監督員による修正確認後、行うものとする。

(4) 業務数量

- ・ 報告書、図面及び写真等（製本）各2部（電子：1部）
（形式については別途監督員が指示するものとする）
- ・ 算出資料

第11条 （その他）

(1) 積算基準

本設計書は、用地調査等業務費積算基準に基づき作成している。

個人情報の取扱いに関する特記仕様書

第1条（赤穂市セキュリティポリシー等の遵守）

受託者は、赤穂市の定める赤穂市情報セキュリティポリシー及び赤穂市保有個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、本個人情報の取扱いに関する特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）を遵守しなければならない。また、受託者は、別紙「個人情報の取扱いに関する特記仕様書の項目遵守の確認表」で確認した項目を遵守しなければならない。

第2条（責任体制の整備）

受託者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

第3条（作業責任者等の届出等）

- 1 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面により赤穂市に報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者を変更する場合の手続きを定めなければならない。
- 3 受託者は、作業責任者を変更する場合には、事前に書面により赤穂市に申請し、その承認を得なければならない。
- 4 受託者は、作業従事者を変更する場合には、事前に書面により赤穂市に報告しなければならない。
- 5 作業責任者は、特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない。
- 6 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、特記仕様書に定める事項を遵守しなければならない。

第4条（作業場所の特定）

- 1 受託者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に書面により赤穂市に報告しなければならない。
- 2 受託者は、作業場所を変更する場合には、事前に書面により赤穂市に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 受託者は、赤穂市の事務所に作業場所を設置する場合には、作業責任者及び作業従事者に対して、受託者が発行する身分証明書を常時携帯させ、事業者名が分かるようにしなければならない。

第5条（教育及びの実施）

- 1 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記仕様書における作業従事者が遵守すべき事項その他本委託業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、作業従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

第6条（守秘義務）

- 1 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- 2 受託者は、本委託業務に関わる作業責任者及び作業従事者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

第7条（再委託）

- 1 受託者は、本委託業務を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。
- 2 受託者は、本委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合には、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を赤穂市に申請し、その承認を得なければならない。
- 3 前項の場合、受託者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、赤穂市に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 受託者は、再委託先に対して本委託業務を委託した場合には、その履行状況を管理・監督するとともに、赤穂市の求めに応じて、管理・監督の状況を赤穂市に対して適宜報告しなければならない。

第8条（派遣労働者等の利用時の措置）

- 1 受託者は、本委託業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合には、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、赤穂市に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9条（個人情報の管理）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報を保持している間には、次に掲げるところにより、個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 施錠が可能な保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に個人情報を保管すること。
- (2) 赤穂市が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出さないこと。
- (3) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。
- (4) 事前に赤穂市の承認を受けて、業務を行う場所で、かつ業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。
- (5) 個人情報を移送する場合、移送時の体制を明確にすること。
- (6) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について、定期的に点検すること。
- (7) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の利用者、保管場所その他の個人情報の取扱いの状況を当該台帳に記録すること。
- (8) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん、破損その他の事故（以下「個人情報の漏えい等の事故」という。）を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。
- (9) 作業場所に、私用パソコン、私用外部記録媒体その他の私用物を持ち込んで、個人情報を扱う作業を行わせないこと。
- (10) 個人情報を利用する作業を行うパソコンに、個人情報の漏えいにつながると考えられる業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

第10条（提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

受託者は、本委託業務において利用する個人情報について、本委託業務以外の目的で利用してはならない。また、赤穂市に無断で第三者へ提供してはならない。

第11条（受渡し）

受託者は、赤穂市受託者間の個人情報の受渡しに関しては、赤穂市が指定した手段、日時及び場所で行った上で、赤穂市に個人情報の預り証を提出しなければならない。

第12条（個人情報の返還又は廃棄）

- 1 受託者は、本委託業務の終了時に、本委託業務において利用する個人情報について、赤穂市の指定した方法により、返還又は廃棄を実施しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し赤穂市から立会いを求められた場合には、これに応じなければならない。
- 3 受託者は、本委託業務において利用する個人情報を廃棄する場合には、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 受託者は、個人情報の消去又は廃棄を行った後、消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録し、書面により赤穂市に対して報告しなければならない。

第13条（定期報告及び緊急時報告）

- 1 受託者は、赤穂市から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合には、直ちに報告しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

第14条（監査及び検査）

- 1 赤穂市は、本委託業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。
- 2 赤穂市は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

第15条（事故時の対応）

- 1 受託者は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに赤穂市に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、赤穂市の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、赤穂市その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 赤穂市は、本委託業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合には、必要に応じて当該事故に関する情報を公表しなければならない。

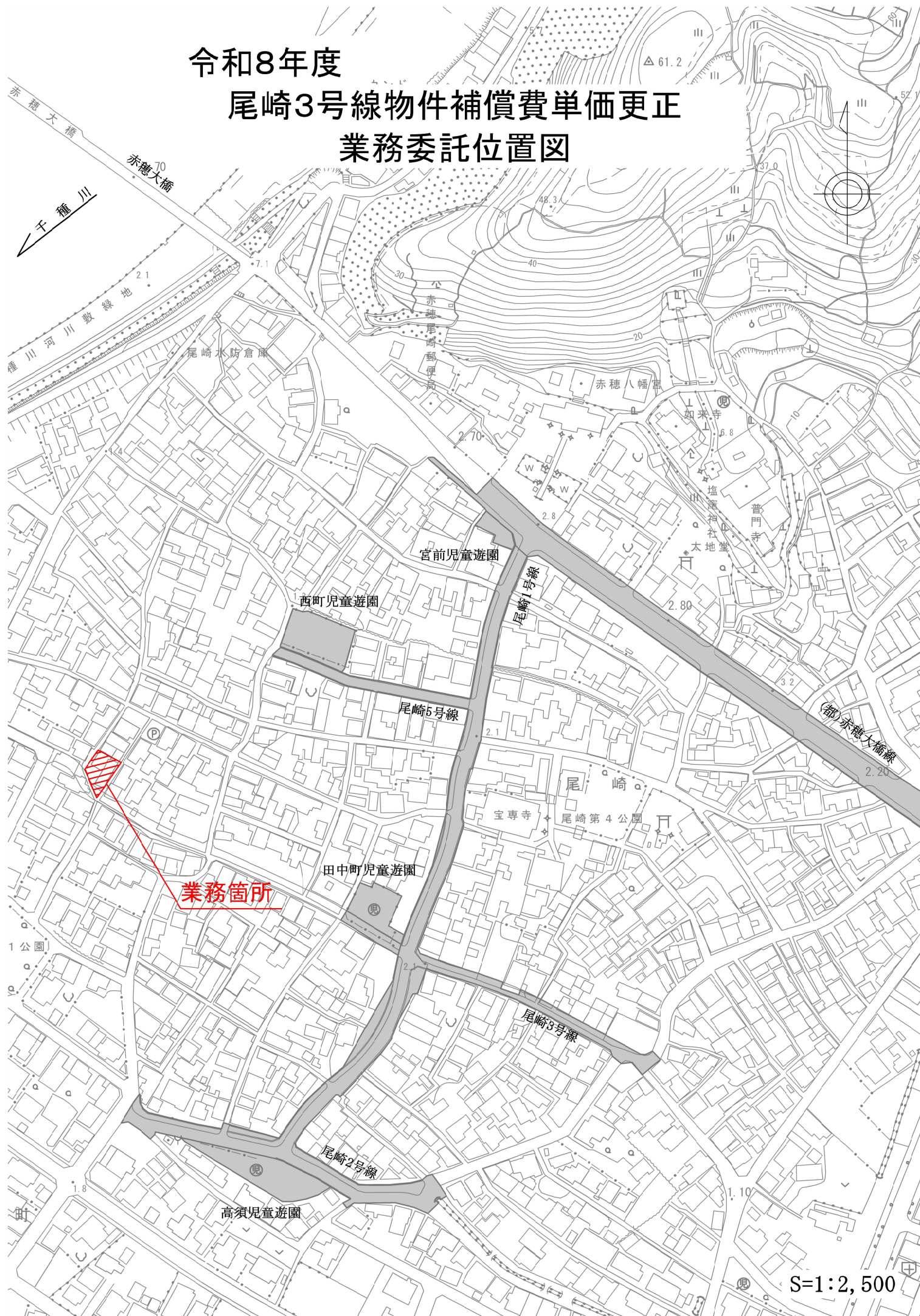
第16条（契約解除）

- 1 赤穂市は、受託者が本特記事項に定める義務を履行しない場合には、本特記事項に関連する委託業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、赤穂市に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

第17条（損害賠償）

受託者の故意又は過失を問わず、受託者が本特記事項の内容に違反し、又は怠ったことにより、赤穂市に対する損害を発生させた場合には、受託者は、赤穂市に対して、その損害を賠償しなければならない。

令和8年度 尾崎3号線物件補償費単価更正 業務委託位置図



S=1:2,500

平面图

物件補償費調査単価更正 N=2件

